

## カナダの連邦制度と社会保障

池上 岳彦

### ■ 要旨

カナダは「大きな州政府」をもつ連邦国家であり、社会保障制度における州・準州の役割が大きい。医療・児童扶養支援・社会扶助等は州・準州が担っており、連邦が運営する年金・雇用保険等についても州が一定の役割を果たす。1980年代後半以降、雇用保険と社会扶助の給付削減、年金をはじめとする現金給付の所得制限導入等、カナダは相対的に「小さな政府」を指向しつつ各種制度の「市場化」をはかる自由主義レジームの色彩を強めている。ただし、州・準州が大きな役割をもつ普遍主義的な現物給付については、持続・向上の圧力が強い。社会保障財源の中心は個人所得税を中軸とする租税であり、税制における州税・地方税の地位が高い。所得制限つき給付及び還付型税額控除は所得再分配の重点化という面をもつが、普遍主義的政策も取り入れられている。社会保障制度には財政収支、政治状況、税制全体の構造といった要素が影響を及ぼす。

### ■ キーワード

大きな州政府 個人所得税 還付型税額控除 普遍主義

### I 連邦と州の権限配分と歳出配分

#### 1 社会保障に関する憲法上の権限配分

カナダは、1867年、4つの州が連邦を結成する形で成立した<sup>1)</sup>。ただし、カナダは完全な独立国家になったわけではなく、その憲法的法律にあたるのはイギリス議会で成立した英領北アメリカ法 (British North America Act) であった。英領北アメリカ法は、その第6章「立法権の配分」において連邦と州の権限配分を規定した。この法律は145年を経た現在もカナダ憲法の一部を構成する「1867年憲法」として存続している。その権限配分規定も大枠として維持されているが、その後新たに発生した政策課題に対応するための規定が付け加えられている<sup>2)</sup>。

連邦の権限を掲げた同法第91条では、社会保障

に関する条項は明記されていないが、州の専管事項から明らかに除外されたものはすべて連邦の権限とされている。これに対して第92条に示された州の権限には、病院・救護院・養育院・慈善施設、市町村制度、財産権及び私権、もっぱら地方的・私的性質をもつ事項等が含まれる。市町村はそれぞれの州の「創造物」であり、団体の種類及び権限は多様である。

「財産権及び私権」及び「地方的・私的性質をもつ事項」が州の専管事項とされるため、その解釈によっては州の権限が大幅に拡大する。現在、「財産権及び私権」に職業・事業・財産・労使関係に関することが広範に含まれており、州ごとの独自の規制や免許制度が設けられる根拠になっている。たとえば医療に関しては、病院が州の管轄事項であるのに加えて、開業医、労働災害、医薬品販売等が「財産権及び私権」関係事項として州

の権限に属し、また公衆衛生も「地方的・私的性質をもつ事項」と考えられているので、ほとんどの事項が州の管轄下にある。福祉についても、明文化されていないものも含む広範な分野が州の所管とされてきた。

## 2 歳出配分と財源

表1に示したように、2008年度の政府支出6,313億カナダドル（以下、ドル）のうち、保健医療1,216億ドルと社会サービス（社会扶助、福祉サービス、年金、雇用保険等）1,903億ドルを合わせた3,119億ドルが社会保障関係費といえる。政府支出から公債費を除いたものをサービス支出と考えれば、社会保障関係費がサービス支出に占め

る割合は、保健医療20.7%、社会サービス32.4%、合わせて53.1%となる。連邦、州・準州とも、社会保障関係費はサービス支出の過半に達している。

また、社会保障関係費のうち州・準州の支出が過半を占める。とくに保健医療はほとんど州・準州の事務である。また、社会サービスのうち、雇用保険・年金を連邦が、生活保護・保育・介護等を州・準州が所管する。その他の分野でも州・準州が中心的役割を担うものが多く、市町村・学区の事務についても州・準州の規制及び補助が大きな役割を果たす。一言でいえば、カナダは「大きな州政府」をもつ連邦国家である。

税源配分については、憲法上、州・地方は「直

表1 カナダの政府支出 [2008年度]

(単位：百万カナダドル)

	連邦	州・準州	地方	CPP/QPP	純計
保健医療	26,061	115,501	1,927		121,577
社会サービス	88,788	61,738	6,684	38,866	190,276
一般サービス	9,588	6,530	7,194		22,822
個人及び財産の保護	28,937	12,093	12,124		50,790
交通・通信	3,537	17,423	15,843		32,197
教育	5,781	81,819	48,015		95,732
資源保護・産業開発	9,856	12,547	1,526		19,975
環境	2,700	2,827	12,826		16,933
レクリエーション・文化	4,232	3,426	9,189		16,306
労働・雇用・移民	1,714	1,147			2,395
住宅	2,220	3,345	2,788		6,120
外交・国際援助	6,513				6,508
地域計画・開発	1,409	1,352	1,382		2,775
研究振興	3,700	655			2,268
一般財源移転	29,217	4,861			-
公債費	18,584	24,196	3,223		43,634
その他の支出	29	724	148		945
支出合計	242,867	350,184	122,870	38,866	631,251
支出合計（公債費を除く）	224,283	325,988	119,647	38,866	587,617
保健福祉の構成比（%）	11.6	35.4	1.6	-	20.7
社会サービスの構成比（%）	39.6	18.9	5.6	100.0	32.4

注：1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/QPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。

2) CPP/QPPは、CPP 29,556百万ドルとQPP 9,310百万ドルの合計。

資料：Statistics Canada, "Government - Revenue and Expenditures" により作成。

(<http://www5.statcan.gc.ca/subject-sujet/result-resultat.action?pid=3055&id=3059&lang=eng&type=CST&pageNum=1&more=0> [2012年6月22日参照])

表2 カナダの政府収入 [2008年度]

(単位：百万カナダドル)

	連邦	州・準州	地方	CPP/QPP	純計
自主財源	243,326	277,358	70,082	50,082	633,672
所得税	153,003	95,652	—		248,655
消費税	42,535	64,499	116		107,150
財産税	—	8,689	46,173		54,862
その他の租税	1,207	19,660	940		21,807
[小計＝租税]	196,745	188,500	47,230		432,474
医療保険料	—	3,390	—		3,390
その他の社会保険料	22,538	12,866	—		80,010
財・サービスの販売	9,588	29,862	18,342		53,168
投資所得	14,017	37,314	3,355		57,793
その他の自主財源	439	5,426	1,155		6,836
他レベル政府からの一般財源移転	334	29,476	2,477	—	—
他レベル政府からの特定財源移転	90	34,749	49,234	—	—
合 計	243,750	341,582	121,793	50,082	633,672

注：1) 年度は、連邦、州・準州及びCPP/QPPは4月から翌年3月まで、地方は暦年。

2) CPP/QPPは、CPP 39,155百万ドルとQPP 10,927百万ドルの合計。その収入は「その他の社会保険料」と「投資所得」の合計。

資料：表1と同じ。

「接税」だけを賦課するものとされた。ただし、両大戦間期から導入されてきた小売売上税も、小売業者を税務当局の「代理」とみなすことにより「直接税」として扱われている。表2に示したように、2008年度における州・準州の自主財源2,774億ドルは連邦の自主財源2,433億ドルを上回り、州・準州と地方の自主財源を合わせると政府収入の54.8%に達する。これは、税源配分において州・地方税の占める地位が高いためであり、両者を合わせると連邦税を上回る。連邦と州・準州は個人所得税、法人所得税、一般売上税、酒税、たばこ税、燃料税等を、ともに賦課しており、とくに消費課税は州税のほうが多い。また、不動産税を中心とする財産税は、州・地方政府のみが賦課している。

表2に示したように、州・地方政府による財・サービスの販売すなわち受益者負担的な収入及び投資所得が大きいこともカナダの特徴である。とくに、投資所得には天然資源からの収入が含まれる。憲法上、天然資源は州・準州の所有物であり、

その採掘権料等は州・準州の収入となる。

ただし「大きな州政府」の財源をまかなうためには、政府間財源移転も重要である<sup>3)</sup>。特定目的のサービスに関する財源移転としては、保健医療、福祉及び高等教育について連邦から州・準州へ補助金が交付されている。ただし、それらは実質上用途が制限されない「ブロック補助金」であり、州・準州はそれぞれ独自の方針に基づく施策の財源としている。また、もともと用途をまったく問わない一般財源移転として、連邦は州・地方税について人口1人当たりの財源調達力が一定の基準額に達しない州に対して、その基準額との差に人口を乗じた額を「平衡交付金」として交付している。さらに、連邦は準州に対しても、財政需要と課税力との差額を補てんする「準州交付金」を交付している。なお、財政力の地域間不均衡を是正するために「平衡交付金」制度を設けるべきことは、「1867年憲法」と並んでカナダ憲法を構成する「1982年憲法」の第36条第2項に明記されている。これらの財源移転は、州・準州における公共サー

ビスの財源を保障するとともに、州どうしの間  
の財政力格差を是正する財政調整制度と特徴づける  
ことができる。

## II 年金

老齢年金が導入されたのは1920年代であり、州  
と連邦が連携した対応がとられた。1926年に導入  
された老齢年金制度は州が運営することとされた  
が、連邦が費用の50%を負担した。連邦の費用負  
担率は1931年に75%へ引き上げられた。

1940年に王立連邦・州間関係委員会（Royal  
Commission on Dominion-Provincial Relations）<sup>4)</sup>  
が発表した報告書では、州が非拠出制の資産調査  
つき老齢年金を運営し、それに加えて連邦が拠出  
制の老齢年金を創設することが提案された。

### 1 非拠出制年金

1951年、連邦は憲法改正を経て、全国的年金と  
しての老齢保障給付（Old Age Security [OAS]）  
を導入した。OASは70歳以上の高齢者を対象とし、  
連邦税を財源とする非拠出制の基礎年金であった  
が、支給開始年齢は段階的に65歳へ引き下げられ  
た。なお、この年金収入は所得として課税される。  
また、連邦財政状況の悪化をうけて、1989年に所  
得制限が導入された。給付額は3か月ごとに消費  
者物価指数の上昇に応じて物価スライドされ<sup>5)</sup>、  
2012年4～6月現在、月額540.12ドルである。個人  
純所得が年間69,562ドル以上になると減額が始ま  
り、112,772ドル以上になると給付対象から外れ  
る。

1967年、「所得付加保障」（Guaranteed Income  
Supplement [GIS]）が導入された。GISは、低所  
得高齢者に対するOASの上乗せ給付であり、連邦  
税を財源とするが、こちらは非課税所得である。  
たとえば単身者の場合、2012年4～6月は月額最高  
732.36ドルであるが、所得があれば減額され、個

人純所得が年間16,368ドル以上の者は対象外とな  
る。さらに、OASとGISを受給する低所得高齢者  
の配偶者（60～64歳）に対する手当（Allowance）  
もある。これは2012年4～6月現在、月額最高  
1,025.73ドルであるが、夫婦合算所得に応じて減  
額され、合算純所得が年間30,336ドル以上であれ  
ば対象外となる。

カナダにおいても長寿化とベビーブーム世代の  
引退により、高齢社会が進行している。連邦政府  
の推計では、高齢者1人を支える就労者は2011年  
の4人台から2030年には2人台に低下し、2011年に  
500万人であったOAS受給者が2030年には940万人  
に増加する見込みである。そこで政府は、OASの  
持続可能性を確保するため、2012年度予算におい  
て、OAS、GIS等の改革を発表した<sup>6)</sup>。それによ  
れば、①2023年から、OASとGISの受給開始年齢  
を65歳から67歳に引き上げる（1958年4月生まれ  
以降の者から徐々に引き上げて、1962年2月以降  
生まれの者は67歳とする）、②同時に、手当  
（Allowance）の受給年齢も60～64歳から62～66  
歳に引き上げる（1963年4月生まれ以降の者から  
徐々に引き上げて、1967年2月以降生まれの者は  
62～66歳とする）、③2013年7月、OASの受給開始  
を最高5年間繰り延べるかわりに給付年額を引き  
上げる選択肢を設ける、④OASの受給申請手続き  
を簡素化する等の改革が行われる。

### 2 拠出制年金——CPP/QPP

拠出制年金としては、1966年に創設された「カ  
ナダ年金制度」（Canada Pension Plan [CPP]）が  
あるが、ケベック州は独自の「ケベック年金制度」  
（Quebec Pension Plan [QPP]）を運営している。  
ただし、制度内容に大きな差はない<sup>7)</sup>。

CPPの保険料は、18歳以上70歳未満の者につき、  
年収3,500ドル超の分に対して、保険料率9.9%で  
課される<sup>8)</sup>。雇用人については雇用人・雇主が  
4.95%ずつ負担し、自営業者はすべて自己負担す

る。保険料の対象となる所得には年間上限が設定される。年間上限額は平均賃金上昇率にスライドして毎年改定されており、2012年現在、50,100ドルである。このため、年間拠出上限額は、雇用者については2,306.7ドル、自営業者については4,613.4ドルとなる。また、連邦個人所得税の納付額算定に際して、拠出額に最低税率15%を乗じた額を税額控除することができる。

CPPの退職給付の金額は、65歳受給開始の場合、2012年現在、月額最高986.67ドルであるが、平均受給額は527.96ドルである。また、遺族給付、障害者給付等の制度もある。なお、2012年からは、60～65歳受給者のうち収入のある者についてCPP保険料の拠出を義務付けるかわりに退職後給付（Post-Retirement Benefit [PRB]）を上乗せする制度も開始された<sup>9)</sup>。

資金運用は、従来は公債中心に行われていたが、1997年からは新たに設立された「カナダ年金制度投資理事会」（CPP Investment Board [CPPIB]）が、国内外の株式投資中心に運用方針を変えた。

なお、CPPは、連邦が事務を執行しているが、州・準州も制度運営の権限を連邦と共有している。具体的には、連邦と州・準州の財務省が3年ごとに制度の運営状況を検証する。しかも、CPPの制度改革を行うためには、3分の2以上の州が賛成し、しかも賛成州の人口が全人口の3分の2以上を占める必要がある。2010～2012年度の検証結果によれば、少なくとも今後75年間は現在の保険料率と給付水準を維持することができるので、保険料率は当面据え置くとされている<sup>10)</sup>。

### 3 退職向け貯蓄優遇制度

企業年金及び個人の退職向け貯蓄に対する優遇税制も、公的年金の補完措置といえる。とくに重要なのは「登録年金制度」（Registered Pension Plan [RPP]）及び「退職貯蓄登録制度」（Registered Retirement Savings Plan [RRSP]）である。

RPPは、適格とされた企業年金に拠出する場合、それを課税所得から控除して、課税を退職後の取り崩し時まで繰り延べる制度である。RRSPは、71歳になる年までの間、適格とされた個人年金型投資プランに個人が拠出する場合、それを課税所得から控除して、課税を退職後の取り崩し時まで繰り延べる制度である。2012年現在、年額22,970ドルまでRRSPに拠出することができる。

2009年にはこれに加えて「非課税貯蓄勘定」（Tax-Free Savings Account [TFSA]）が創設された。18歳以上の者は、年額5,000ドルまでTFSAに拠出することができる。その際に課税所得からの控除は行われませんが、将来の投資収益は生涯を通じて非課税所得となる。

RPP、RRSP及びTFSAは、いずれも貯蓄収益に課税する包括的所得税の原則から離れて、貯蓄を優遇する措置である。

## III 医療

### 1 州民皆保険

連邦結成以来、医療は州が所管する分野である。1947年、サスカチュワン州が導入した病院保険は、その後、全国的に普及した。包括的な医療保険は、1962年、これもサスカチュワン州が導入し、その後全国に普及した。現在は州営の医療保険制度が州民全体に適用される州民皆保険が定着しているが、その主要な財源は租税である。医療保険料を徴収している州もいくつかあるが、その場合も保健医療費の1割前後をまかなっているに過ぎない。各州の医療保険は医学的に必要な医療行為をカバーしており、また医療保険サービスに関する患者負担はない。なお、医学的に必要な医療行為はすべて保険対象とされるものの、実際は州間で保険適用範囲に違いがあり、医療保険サービスと並行した私的医療サービスを認める州もある。

## 2 連邦のブロック補助金とカナダ保健法

ただし、連邦も医療制度の財源保障に関する役割を担っている。連邦は1957年から病院保険への補助を開始し、1968年には基準に適合する病院・診療サービスの50%を定率負担する「費用分担プログラム」を設けた。1977年には、定率補助金は「定着プログラム財源保障」(Established Programs Financing [EPF])という連邦から州・準州への税源移譲を組み込んだブロック補助金に転換された。これは、保健医療及び高等教育について、①州支出の全国平均額を基礎に総保障額(人口1人当たり同額とする)を設定する、②連邦の個人所得税額の13.5%と法人所得税率1%を減税し、州が増税する余地を拡大する(租税移転)、③総保障額から租税移転(それに伴う平衡交付金を含む)を差し引いた額を交付する(現金移転)、との仕組みであった。そして、1996年にはEPFと後に述べる連邦の社会扶助補助金「カナダ扶助計画」(Canada Assistance Plan [CAP])が「カナダ保健医療・社会移転」(Canada Health and Social Transfer [CHST])に統合され、財政危機対策として現金移転が統合前より4割近く削減された。2004年にはCHSTが医療に向けた「カナダ保健医療移転」(Canada Health Transfer [CHT])と高等教育及び福祉に向けた「カナダ社会移転」(Canada Social Transfer [CST])に分割された。さらに、2007年度からCSTは「現金移転」が人口1人当たり同額になっており、CHTも2014年度から同様の仕組みになる予定である<sup>11)</sup>。

連邦が1984年に制定した「カナダ保健法」(Canada Health Act)は医療保険について、①公共部門が運営する、②医学的に必要なすべてのサービスを対象とする、③全住民が被保険者となる、④州外で受けた診療も対象とする、⑤患者負担を徴収しない、の5原則を掲げており、違反すれば補助金が減額される。たとえば、州内の医療保険サービスについて患者負担が徴収された場合、そ

の州に対するCHTの現金移転が同額だけ削減される<sup>12)</sup>。

現在、処方薬及び歯科診療は、基本的には保険対象外である。医薬品コストが増大し、医薬品費が医療費に占める割合が上昇しているため、個人負担・私的保険負担も急増している。また、検査・手術等の待機期間が長く、その対策が急務とされている。州・準州は、医薬品・機器等の購入における共同交渉を推進し、連邦も、在宅ケア、高額医薬品費対策、待機期間短縮及び医療設備充実を理由として、州・準州への現金移転を増額した。2010年度、CHT現金移転256.1億ドルと待機時間短縮促進補助金2.5億ドルを合わせて258.6億ドルが連邦から州・準州へ交付されたが、これは連邦歳出決算の9.6%を占めた。

また、連邦の個人所得税には、本人・家族の医療費の一部について最低税率15%を乗じた非還付型税額控除(Medical Expense Tax Credit)が設けられている。

## IV 雇用保険と勤労所得税給付

第1次世界大戦期以降、国内の入植活動が一段落すると同時に、都市化と工業化が進展して職業の専門化が進み、また移民の増大が顕在化した。経済・社会上の変化は、個人・家族の「自立」を喪失させ、失業は個人の問題ではなく、福祉は市町村の仕事であるという意識が定着した。そのため、州・市町村は失業者救済、労働訓練等の支出を増大させた。1930年代の世界大恐慌により失業問題が深刻化し、失業者救済費により州・市町村財政が圧迫された。1936年に設置された全国雇用委員会(National Employment Commission)は、最終報告において失業保険及び雇用援助策を連邦の職務とするよう提言した。その結果、1940年に英領北アメリカ法が改正されて、失業保険(Unemployment Insurance)は連邦の所管事項と

なり（第91条第2A号）、全国制度としての失業保険が導入された。

現在の憲法解釈では、財政支出等を通じた所得保障プログラムは、連邦・州双方が憲法上の権限をもつ<sup>13)</sup>。実際、連邦はそれぞれの州・準州との間で個別に協定を結び、州・準州が連邦の補助金を受けて、あるいは連邦と共同で、就労支援プログラムを展開している<sup>14)</sup>。

## 1 雇用保険

失業保険が雇用保険（Employment Insurance [EI]）へ名称変更されたのは1995年である。雇用保険は、雇用者と雇用主が納める保険料により運営され、失業後の一定期間、生活費を保障するものである。ただし、地域ごとに経済構造及び失業率は異なるため、この制度は地域間の所得再分配という性格をも備えている。とくにカナダの場合、全国制度であるにもかかわらず、失業率が高い地域では受給に必要な保険加入期間が短く、また受給期間が長く設定されている。

1995年には、名称変更と同時に、連邦が財政再建策の一環として、最長給付期間を50週間から45週間に短縮し、また失業前の給与に対する代替率を57%から55%に引き下げる、という形で保険給付の減額を行った。これにより、失業者に占める受給者の割合は8割台から4割台へと著しく低下し、しかも地域間格差が大きい。

2012年現在、雇用者は給与の1.83%を保険料として源泉徴収の形で納付するが、雇用主はその1.4倍すなわち支払給与の2.562%を保険料として納付する。ただし、保険料の対象となる所得には年間上限が設定されており、2012年現在、上限は45,900ドルである。これにより、雇用者の最大拠出金額は839.97ドルとなる。また雇用者は、連邦個人所得税の納付額算定に際して、拠出額に最低税率15%を乗じた額を税額控除することができる。

それに対して、標準給付（regular benefits）の受給申請者は、地域の失業率に応じて、失業直前の52週間のうち420～700時間働いていたことが必要であり、地域失業率及び直前52週間の労働時間により14～45週間にわたって、就業時の収入の55%を受け取る。ただし給付額には上限があり、2012年の上限は週485ドルである。

なお、独自の給付を行っているケベック州については、連邦の保険料率が低く設定されており、2012年現在、雇用者1.47%、雇用主2.058%である。

## 2 勤労所得税給付

2007年、連邦は低所得労働者支援策の一環として「勤労所得税給付」（Work Income Tax Benefit [WITB]）を導入した<sup>15)</sup>。これは、勤労所得が一定額以上の世帯について、世帯所得を給与所得・事業所得だけでなく、金融所得・社会保障給付・私的年金等まで含めて総合的にとらえた「世帯調整純所得」（adjusted family net income）<sup>16)</sup>が一定額以下であれば所得税額控除を行い、控除額が納税額より多ければ差額を給付する、という仕組みをもつ 還付型税額控除（refundable tax credit）である<sup>17)</sup>。これは、公的扶助を受けていた貧困者が職について勤労所得を得た場合、公的扶助を受けられなくなって所得増が相殺されるために就労意欲が削がれる「貧困の罠」を回避するための制度、すなわち低所得者の勤労促進策として設けられた<sup>18)</sup>。

ただし、勤労所得税給付は全国一律の制度ではない。2012年現在、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、ヌナヴト準州及びケベック州を除く7州・2準州は、連邦が設定した数値を採用している。そこでは、図1に示したように、単身者の場合、勤労所得が年額3,000ドルを超える額の25%が税額控除つまり給付される。勤労所得が6,880ドルに達してからは、給付額は970ドルで横ばいとなる。さらに、世帯調整純所得が11,011ド

ルを超えるとその超過額の15%ずつ給付額が削減され、純所得17,478ドル以上では給付額がゼロになる。

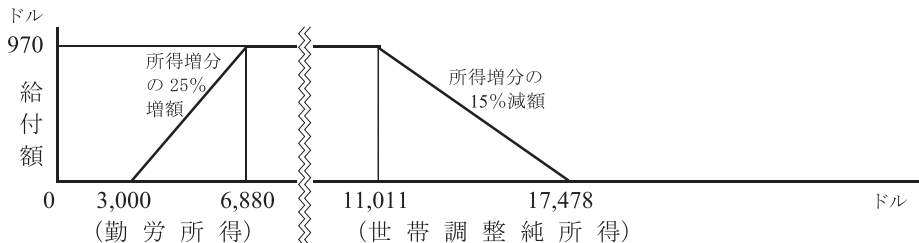
またこれらの州・準州では、家族世帯者の場合、勤労所得が年額3,000ドル超で、かつ世帯調整純所得26,952ドル未満のものについて最高1,762ドルが、それぞれ税額控除つまり給付される。より具体的にみると、勤労所得が3,000ドルを超える額の25%が給付される。ただし上限額は単身者の場合とは異なり、勤労所得が10,048ドルに達したところで給付額は1,762ドルで横ばいとなる。さらに、世帯調整純所得が15,205ドルを超えるとその超過額の15%ずつ給付額が削減され、世帯調整純所得26,952ドル以上では給付額がゼロになる。

これに対して、アルバータ州、ブリティッシュ・

コロンビア州、ヌナヴト準州及びケベック州は、表3に示したとおり、単身者・家族世帯者とも、最高給付額、給付を開始する勤労所得額、給付の増額率、給付減額を開始する世帯調整純所得額及び給付の減額率について、それぞれ独自の数値を設定している。低所得者の勤労意欲を促進する内容であること、連邦の政府支出を増加させないこと、受給者に最小限の給付額を保障すること、連邦プログラム全体との整合性がとれていること等を条件として、各州・準州が最高給付額あるいは給付対象の所得水準を変更する独自性が認められているのである。

また、WITBの給付開始を判断する基準は「勤労所得」であるが、給付減額の基準は「世帯調整純所得」である。これは「勤労所得」以外の所得

[単身者]



[家族世帯]

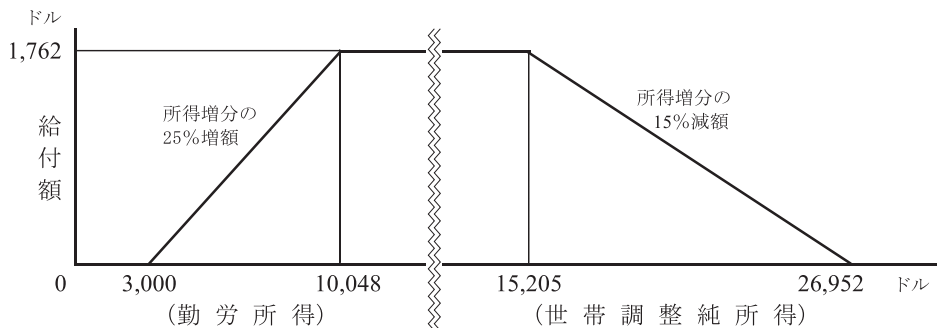


図1 勤労所得税給付のしくみ [2012課税年 (カナダドル)]

注：1) ニュー・ブランズウィック州、ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州、ノヴァ・スコシア州、マニトバ州、オンタリオ州、プリンス・エドワード・アイランド州、サスカチュワン州、ノースウェスト準州及びユーコン準州に適用される数値を示した。その他の州・準州については、表3を参照せよ。

資料：筆者作成。



表3 勤労所得税給付の最高給付額及び所得制限の基準 [2012課税年]

(単位:カナダドル, %)

世帯構成	居住する州・準州	最高給付額	給付が開始される勤労所得	給付の増額率	最高給付額に達する勤労所得	給付減額が始まる世帯調整純所得	給付の減額率	給付額ゼロになる世帯調整純所得
単身者	連邦が設定した数値を用いる州・準州	970	3,000	(25%)	6,880	11,011	(15%)	17,478
	アルバータ州	1,059	2,760	(20%)	8,055	11,535	(15%)	18,595
	ブリティッシュ・コロンビア州	1,206	4,750	(21%)	10,493	12,059	(17%)	19,154
	ヌナヴト準州	608	6,000	(5%)	18,160	20,973	(4%)	36,173
	ケベック州	1,560.87	2,400	(20.5%)	10,014	10,653.19	(20%)	18,457.54
家族世帯	連邦が設定した数値を用いる州・準州	1,762	3,000	(25%)	10,048	15,205	(15%)	26,952
	アルバータ州	1,589	2,760	(20%)	10,705	15,730	(15%)	26,324
	ブリティッシュ・コロンビア州	1,914	4,750	(21%)	13,865	16,254	(17%)	27,513
	ヌナヴト準州	1,216	6,000	(10%)	18,160	26,740	(8%)	41,940
	ケベック州	夫婦のみ	2,433.76	3,600	(20.5%)	15,472	16,291.49	(20%)
	親1人と子	913.68	2,400	(12%)	10,014	10,653.19	(20%)	15,221.59
	夫婦と子	949.76	3,600	(8%)	15,472	16,459.57	(20%)	21,208.37

注: 1) 「連邦が設定した数値を用いる州・準州」は、ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州、プリンス・エドワード・アイランド州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州、オンタリオ州、マニトバ州、サスカチュワン州、ユーコン準州およびノースウェスト準州。

2) 給付開始を判断する基準は「勤労所得」であるが、給付減額の基準は「世帯調整純所得」である。

資料: Canada Revenue Agency, "Working Income Tax Benefit (WITB) Calculation Sheets: 2012 Tax Year,"

([http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/wtb/clcltn\\_sht-eng.html](http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/wtb/clcltn_sht-eng.html) [2012年6月24日参照]) から算出して作成。

が多い世帯が給付対象となることを回避するためである。

WITBは、アメリカの「勤労所得税額控除」(Earned Income Tax Credit)と同様に低所得労働者への援助と勤労促進をはかる政策であるが、連邦制度自体のなかで各州・準州の独自性を広く認めている点で、「大きな州政府」をもつカナダの制度としての特色が表れている。

## V 児童扶養支援

カナダにおいて、児童扶養支援は一義的には州・準州の所管事項であり、保育所、幼児教育等について州・準州ごとに独自のサービスが展開されて

いる。連邦は、州・準州に「カナダ社会移転」(CST)を交付するなかで、保育・幼児教育等に対する財源保障の意味をも含めている。それに加えて、連邦は所得税制等を通じてさまざまな児童扶養支援策を展開している<sup>19)</sup>。

### 1 児童扶養控除

第1は、個人所得税における扶養控除である。1918年に児童扶養控除が導入され、第2次世界大戦中を除いて所得控除の形で運営されていたが、1988年に他の人的控除とともに非還付型税額控除(non-refundable tax credit)に転換された。その税額控除は1993年にいったん廃止されたが、2007年に税額控除として再び導入された。2011年の所

得に対する課税については、18歳未満の扶養家族1人当たり319.65ドルの税額控除を受けられる。ただし、これは非還付型なので、個人所得税を納めていない低所得者には効果が及ばない。

なお、子を保育所に預ける、幼児教育プログラムに参加させる等の費用に対する連邦としての支援策もある。具体的には、連邦所得税を申告する際、それらの保育費について、保護者1人家庭の場合は保護者本人が、保護者2人家庭の場合は原則として2人のうち純所得が低い方が、保育費控除（Child Care Expense Deduction）を所得控除の形で申請することができる。控除の限度額は7歳未満の子については7,000ドル、7～16歳の子について4,000ドルであり、また控除額が勤労所得等の3分の2を超えることも認められない。

## 2 児童手当

第2は、児童手当の給付である。1944年に創設された「家族手当」(Family Allowances [FA])は、所得の多寡を問わない普遍主義的な給付であったが、1989年には高所得世帯への給付減額措置が導入され、1993年には制度自体が廃止された。ところが、2006年、連邦は「普遍的保育手当」(Universal Child Care Benefit [UCCB])を導入した。これは

6歳未満の子をもつ親に子1人当たり月額100ドルを給付する制度であり、所得制限は付されていない。また、受給額に対しては個人所得税が課される。

## 3 還付型児童税額控除

第3は、個人所得税の還付型税額控除の形をとる給付である。1979年、連邦は「児童税額控除」(Child Tax Credit [CTC])を導入した。その時点では、非還付型の児童税額控除、家族手当及び還付型の児童税額控除の三者が併存したことになる。しかし、1993年には前二者が廃止され、CTCも「カナダ児童税給付」(Canada Child Tax Benefit [CCTB])に改組された。

CCTBは、所得制限が付された還付型の児童税額控除であり、その現金給付部分は非課税所得となる。対象となる子は18歳未満であり、税額控除＝給付の金額（以下、給付額）は世帯構成により異なる。たとえば、子1人をもつ世帯についてみると、表4及び図2に示したように、CCTBの中心となる「基礎給付」(Basic Benefit)は、2012年現在、年額1,405ドルである。給付額は、世帯調整純所得42,707ドルを超える額の2%ずつ削減され、世帯調整純所得が112,957ドルに達すると給付額

表4 カナダ児童税給付の「基礎給付」

[2012年7月～2013年6月。1世帯当たり年額（カナダドル）]

子の数	最高給付額	所得制限
1人	1,405ドル	所得が42,707ドルを超える分の2%減額（所得112,957ドル以上は、給付額ゼロ）
2人	2,810ドル	所得が42,707ドルを超える分の4%減額（所得112,957ドル以上は、給付額ゼロ）
3人	4,313ドル	所得が42,707ドルを超える分の4%減額（所得150,532ドル以上は、給付額ゼロ）
4人	5,816ドル	所得が42,707ドルを超える分の4%減額（所得188,107ドル以上は、給付額ゼロ）

注：1) 「基礎給付」の最高給付額は、子1人当たり1,405ドル。ただし、3人目以上の子1人につき98ドルが加算される。ただし「1,405ドル」の部分は、アルバータ州についてのみ、0～6歳1,292ドル、7～11歳1,380ドル、12～15歳1,544ドル、16～17歳1,635ドルとされている。

2) 所得制限の基準となる「所得」は「世帯調整純所得」(2011年分)。その定義は本文参照。

3) 子5人以上をもつ世帯については、記述を省略した。

資料：Canada Revenue Agency, “Canada Child Tax Benefit (CCTB) - Calculation Sheet for the July 2012 to June 2013 (2011 Tax Year),” (<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/cctb/cctb11bycl-c-eng.html> [2012年6月24日参照]) により作成。

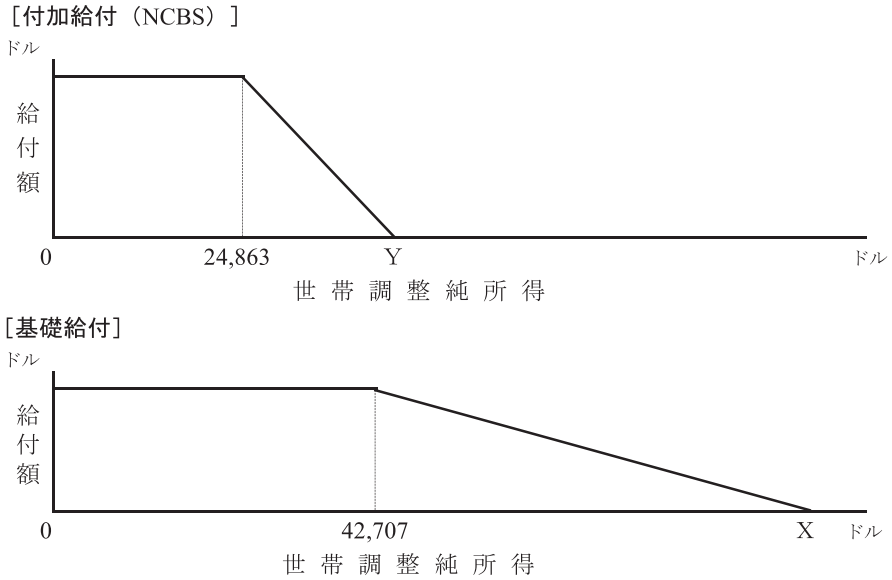


図2 カナダ児童税給付のしくみ [2012年7月～2013年6月 (カナダドル)]

注：1) 基礎給付及び付加給付の最高給付額，減額率及び給付額がゼロになる世帯調整純所得額 (X及びY) の数値については，表4及び表5を参照せよ。

資料：筆者作成。

表5 カナダ児童税給付の「付加給付」

[2012年7月～2013年6月。1世帯当たり年額 (カナダドル)]

子の数	最高給付額	所得制限
1人	2,177ドル	所得が24,863ドルを超える分の12.2%減額 (所得42,708ドル以上は給付額ゼロ)
2人	4,103ドル	所得が24,863ドルを超える分の23.0%減額 (所得42,703ドル以上は給付額ゼロ)
3人	5,935ドル	所得が24,863ドルを超える分の33.3%減額 (所得42,686ドル以上は給付額ゼロ)
4人	7,767ドル	所得が24,863ドルを超える分の33.3%減額 (所得48,188ドル以上は給付額ゼロ)

注：1) 「付加給付」の最高給付額は，1人目の子は2,177ドル，2人目の子は1,926ドル，3人目以上の子は1人につき1,832ドル。

2) 所得制限の基準となる「所得」は「世帯調整純所得」(2011年分)。

3) 子5人以上をもつ世帯については，記述を省略した。

資料：表4に同じ。

はゼロになる。子2人をもつ世帯の場合，「基礎給付」は2倍の2,810ドルとなるが，2人以上の子がいる世帯への給付額は世帯調整純所得42,707ドルを超える額の4%ずつ削減されるので，子1人世帯と同じく純所得112,957ドルに達すると給付額はゼロになる。また，3人目以上の子には1人98ドルが加算されるため，給付額ゼロになる世帯調整純

所得は子1人当たり37,575ドルずつ増える。すなわち「基礎給付」は，中高所得世帯の場合もある程度の給付を受ける。

1997年，連邦と州・準州は「全国児童給付」(National Child Benefit [NCB]) 制度の創設で合意した<sup>20)</sup>。これをうけて1998年，連邦はCCTBについて，低所得世帯向けの「付加給付」(National

Child Benefit Supplement [NCBS]) を導入した。たとえば、表5及び図2に示したように、子1人をもつ世帯のNCBS給付は、2012年現在、年額2,177ドルであるが、世帯調整純所得24,863ドルを超える額の12.2%ずつ給付額が減少し、世帯調整純所得42,708ドル以上になると給付額はゼロになる。2人目の子に対する給付は年額1,926ドルであるが、子2人をもつ世帯については世帯調整純所得24,863ドルを超える額の23.0%ずつ給付額が減少するため、子1人をもつ世帯とほぼ同じく世帯調整純所得42,703ドル以上になると給付額はゼロになる。3人目以上の子に対する最高給付額はそれぞれ年額1,832ドルであるが、子3人以上をもつ世帯については世帯調整純所得24,863ドルを超える額の33.3%ずつ給付額が減少する。そのため、子3人をもつ世帯についてもほぼ同じく世帯調整純所得42,686ドル以上になると給付額はゼロになる。ただし、給付額がゼロになる世帯調整純所得は子4人ならば48,188ドルとなり、そこからは子が1人増えるたびに5,502ドルずつ増えていく。

さらに、障害をもつ18歳未満の子のいる世帯については「障害児童給付」(Child Disability Benefit [CDB])があり、2012年現在、年額2,575ドルが給付される。NCBS給付額がゼロになる世帯調整純所得を超えると、該当児童1人の世帯は超過額の2%、2人以上の世帯は超過額の4%、それぞれ給付が減額される。

NCBの一環としてのNCBSの導入は、それまで州・準州が行っていた低所得世帯向け児童給付にとって代わる意味もあった。すなわち、州・準州はNCBSの金額の範囲内で児童のいる低所得世帯への社会扶助を減額し、財源を当該世帯への新たな給付や保育・医療補助サービスに充当することとされたのである。これは、連邦は現金給付、州・準州はサービス給付、という分担が明確化する方向を示すものであった。

しかし実際は、州によっては社会扶助減額分を

新規サービスに活用しない例もある一方で<sup>21)</sup>、多くの州・準州が児童扶養支援を目的とする還付型税額控除を行っている。そのうちカナダ歳入庁(Canada Revenue Agency)が事務を執行している州・準州の制度内容を整理したのが表6である。いずれも定額給付であるが、世帯調整純所得が一定水準を超えると給付額は減少する。給付額も、またそれが減少しはじめる所得額も、州・準州ごとに異なる。さらに、子の数が増えた場合に下の子に対する給付額が増える州・準州と減る州・準州とに分かれる<sup>22)</sup>。

なお、アルバータ州については、連邦と州の合意のうえ、児童年齢によりCCTB「基礎給付」に差をつける独自の制度がとられる。2012年現在1,405ドルであるCCTBの「基礎給付」が、同州についてのみ、0~6歳1,292ドル、7~11歳1,380ドル、12~15歳1,544ドル、16~17歳1,635ドルとされている。

このように、児童扶養支援を一義的には州・準州の所管事項とするカナダでは、州・準州が運営する制度の内容が多様であるのはもちろんのこと、全国的制度についても州・準州の独自性が認められるのである。

## VI 社会扶助

1867年憲法が救護院・養育院・慈善施設等の設置・維持管理を州の所管事項として以来(第92条第7号)、生活困窮者への社会扶助は州が所管する分野である<sup>23)</sup>。世界大恐慌の際も、貧困者の救済は州・地方政府が担っていた。

連邦が本格的に社会扶助の分野に進出したのは戦後である。連邦は、1966年に「カナダ扶助計画」(CAP)を創設して、州・準州の給付に対する50%の定率負担を開始した。社会扶助の受給条件と給付水準は各州・準州が決定するものの、州・準州のプログラムがCAPの対象となるためには、援

助が必要なすべての人に給付する、異議申立て制度を設置する、一定期間以上その州・準州に居住していることを給付条件としない、との条件が付された。

さきに述べたとおり、連邦が1996年度にCHSTを創設した際、CAPは廃止され、州・準州への現金交付額が大幅に削減された。ただしその際、州・

準州の社会扶助プログラムへの制約は「一定期間以上の州内居住を条件としない」点のみとされた。

この結果、表7に示したように、州・準州の社会扶助給付は大きく異なっている。とくに、広大かつ極めて寒冷な北方地域に位置し、人口がそれぞれ3～4万人台に過ぎない3つの準州では、給付額が高く設定されている。また、低所得世帯向け

表6 カナダ歳入庁が事務を取り扱っている州・準州の児童扶養支援給付の概要

[2012年7月～2013年6月。1世帯当たり年額（カナダドル）]

州・準州	名称	内容
ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州	ニューファンドランド・アンド・ラブラドル児童給付 (Newfoundland and Labrador Child Benefit)	「児童給付」は、1人目の子335ドル、2人目の子376ドル、3人目の子404ドル、4人目以上の子1人につき433ドル。ただし、世帯調整純所得が17,397ドルを超えると、給付は減額される。また、1歳未満の子がいるとともに世帯調整純所得の要件を満たす場合、月額60ドルの「母子栄養付加給付」を給付する。
ノヴァ・スコシア州	ノヴァ・スコシア児童給付 (Nova Scotia Child Benefit)	「児童給付」は、1人目の子625ドル、2人目の子825ドル、3人目以上の子1人につき900ドル。ただし、世帯調整純所得が18,000ドルを超えると給付は減額され、25,000ドル以上は給付されない。
ニュー・ブランズウィック州	ニュー・ブランズウィック児童給付 (New Brunswick Child Tax Benefit)	「基礎給付」は子1人当たり250ドルであるが、世帯調整純所得が20,000ドルを超えると減額される。また勤労所得が3,750ドルを超える世帯には「勤労所得付加給付」があり、勤労所得10,000ドルに達すると1世帯当たり250ドル（最高額）が給付されるが、20,921ドルを超えると減額され、25,921ドル以上で給付されない。
オンタリオ州	オンタリオ児童給付 (Ontario Child Benefit)	「児童給付」は、子1人につき1,100ドル。ただし、世帯調整純所得が20,000ドルを超えると給付は減額される。
アルバータ州	アルバータ勤労家族税額控除 (Alberta Family Employment Tax Credit)	1人目の子715ドル、2人目の子650ドル、3人目の子390ドル、4人目の子130ドルを給付。ただし最高給付額は、1,885ドルもしくは勤労所得（2,760ドルを超える場合）の8%のうち低い方を限度とする。また給付は、世帯調整純所得が34,897ドルを超える分の4%減額する。
ブリティッシュ・コロンビア州	ブリティッシュ・コロンビア家族手当 (BC Family Bonus)	「基礎家族手当」は、世帯調整純所得と子の数に基づいて給付（子1人当たり最高額は1,332ドル）。また勤労所得が10,000ドルを超えると「勤労所得給付」（1人目の子12ドル、2人目の子7ドル、3人目以上の子1人につき70ドル）が付加されるが、勤労所得が3,750～10,000ドルの場合は部分支給され、さらに世帯調整純所得が21,480ドルを超える場合も減額される。
ユーコン準州	ユーコン児童給付 (Yukon Child Benefit)	「児童給付」は、子1人につき690ドル。ただし、世帯調整純所得が30,000ドルを超えると給付は減額される。
ノースウェスト準州	ノースウェスト準州児童給付 (Northwest Territories Child Benefit)	「児童給付」は、子1人につき330ドル。また、勤労所得3,750ドルを超える世帯には、子1人をもつ世帯275ドル、子2人以上をもつ世帯350ドルの「勤労者付加給付」があるが、それは世帯調整純所得が20,921ドルを超えると減額される。
ヌナヴト準州	ヌナヴト児童給付 (Nunavut Child Benefit)	「児童給付」は、子1人につき330ドル。また、勤労所得3,750ドルを超える世帯には、子1人をもつ世帯275ドル、子2人以上をもつ世帯350ドルの「勤労者付加給付」があるが、それは世帯調整純所得が20,921ドルを超えると減額される。

注：1) 給付額算定の対象となる「子」としては、ほとんどの場合18歳未満の者が想定されている。

2) 本表では、カナダ歳入庁が事務を取り扱っていない州のプログラムについては記述していない。

資料：Canada Revenue Agency, “Child and Family Benefits - Provincial and Territorial Programs,”

([http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/rldt\\_pgrms/](http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/rldt_pgrms/) [2012年6月24日参照]) により作成。

表7 福祉所得の州・準州間比較 [2009年]

(単位：カナダドル)

	州・準州 社会扶助 給付	連邦児 童給付	州・準 州児童 給付	連邦売上 税額控除	州売上 税額控 除	合 計	州中位可 処分所得 に対する 割合(%)	
単 身 者	ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州	9,285		268	40	9,593	48	
	プリンス・エドワード・アイランド州	6,661		245		6,906	33	
	ノヴァ・スコシア州	6,114		245		6,359	27	
	ニュー・ブランズウィック州	3,528		245		3,773	18	
	ケベック州	7,067		245		7,312	34	
	オンタリオ州	6,877		245	379	7,501	33	
	マニトバ州	6,570		245		6,815	29	
	サスカチュワン州	8,316		245	219	8,780	37	
	アルバータ州	6,996		245		7,241	24	
	ブリティッシュ・コロンビア州	7,355		245	178	7,778	32	
	ユーコン準州	15,028			341	15,369	51	
	ノースウェスト準州	16,942			374	17,316	52	
ヌナヴト準州	43,452			374	43,826	139		
夫 婦・子 二 人 世 帯	ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州	14,199	6,512	681	747	200	22,339	27
	プリンス・エドワード・アイランド州	16,786	6,512		747		24,045	31
	ノヴァ・スコシア州	12,618	6,512	1,090	747		20,967	26
	ニュー・ブランズウィック州	12,016	6,512	500	747		19,775	26
	ケベック州	12,106	6,512	3,249	747		22,614	30
	オンタリオ州	13,210	6,512	1,700	747	526	22,695	29
	マニトバ州	14,217	6,512		747		21,476	27
	サスカチュワン州	16,135	6,512		747	607	24,001	29
	アルバータ州	14,747	6,607		747		22,101	23
	ブリティッシュ・コロンビア州	13,503	6,512		747	417	21,179	28
	ユーコン準州	26,758	6,455	1,380	747		35,340	37
	ノースウェスト準州	26,258	6,137	380	747		33,522	31
ヌナヴト準州	52,380					52,380	78	

資料：National Council of Welfare, *Welfare Income 2009* (December 2010) Appendices: Statistical Tables, Tables 2 & 7により作成。

の児童給付も州・準州ごとに大きく異なる。さらに、一般売上税の逆進性を緩和するための税額控除<sup>24)</sup>も、連邦の消費型付加価値税である“Goods and Services Tax” (GST) の逆進性対策としてのGST控除 (GST Credit) と並んで、州レベルの一般売上税負担軽減策としての税額控除が行われる例が多く、その負担軽減の度合いは州・準州ごとに異なる。さらに、全体としてみた低所得世帯の「福祉所得」水準及びその中位所得に対する割合も多様である。

## Ⅶ まとめ——「大きな州政府」の重要性

カナダの連邦制度下における社会保障制度の最大の特徴は、州・準州の役割が大きいことである。ここまでみてきたように、カナダの社会保障は、第1次世界大戦期以降の社会変化に応じて州・地方が各種制度を導入・運営し、それが困難になると連邦が全国的制度として援助もしくは運営するという経過をたどってきた。

カナダは社会保障・教育サービスに代表される「大きな州政府」をもつ連邦国家である。連邦が州・準州に交付するCHT/CSTは、州・準州の政

策が連邦の方針に明らかに反する場合に若干減額されるだけであり、ブロック補助金といっても使途に関する連邦からの制限は事実上ない。社会サービスのうち、児童扶養支援・介護・労災補償・社会扶助等は州・準州が担っており<sup>25)</sup>、雇用保険は連邦が運営しているものの、地域により制度内容が異なる。OAS, GIS, CPP/QPP等の年金は連邦レベルの運営が基本であるが、州・準州の役割も無視できない。基本的には「連邦は現金給付、州・準州はサービス現物給付」という分担関係があるものの、社会保障サービス及び教育に加えて社会扶助給付も州・準州が担っており、「大きな州政府」がカナダにおける広義の対人社会サービスを背負っているといえる。

財源の面でも、州税・地方税の規模が大きいがカナダ税制の特徴である。これは、州・準州がそれぞれ社会保障・教育等の政策を独自の方針で推進するために、自主財源としての租税を大規

模に徴収する必要があることから要請されている。個人所得税・法人所得税・一般消費税・財産税という基幹税において、州税・地方税は連邦税を上回る収入を上げている。

社会保険料についても、表8に示したとおり、連邦が雇用保険料を、CPP/QPPが拠出制年金保険料を、それぞれ徴収するが、州・準州も労災保険料を雇用主から徴収するのに加えて、一部の州が医療保険料を徴収している。ただし、社会保障財源の中心は租税である。これは他の先進国で社会保険料を財源とするケースが多い年金・医療についても、「基礎年金」にあたるOAS、低所得者向け年金であるGIS、州・準州の医療保険がいずれも租税を財源としていることに表れている。

なお、カナダにおける社会保障関係の政府支出は、先進国のなかでは比較的小規模である。表9に示したように、2007年時点で社会保障支出の対GDP比は16.9%であり、表示した国のなかではア

表8 社会保険料の内訳 [2009年]

(単位：百万カナダドル)

	連邦政府	州政府	CPP / QPP	合計
CPP / QPP			46,895	46,895
(雇用者)			(22,128)	(22,128)
(雇用主)			(22,128)	(22,128)
(その他)			(2,640)	(2,640)
医療保険		2,624		2,624
(雇用者)		(1,707)		(1,707)
(雇用主)		(917)		(917)
雇用保険	16,790			16,790
(雇用者)	(6,996)			(6,996)
(雇用主)	(9,794)			(9,794)
その他	124	10,782		10,906
(雇用主)	(124)	(10,782)		(10,906)
合計	16,913	13,406	46,895	77,215
(雇用者)	(6,996)	(1,707)	(22,128)	(30,830)
(雇用主)	(9,918)	(11,699)	(22,128)	(43,745)
(その他)	(-)	(-)	(2,640)	(2,640)

注：1) 納付者の「その他」は、自営業者、無業者等。

2) 社会保険料の「その他」は、労災保険等。

資料：OECD, *Revenue Statistics 1965-2010* (Paris: OECD, 2011) pp. 149-151, 268により作成。原資料は、カナダ統計局 (Statistics Canada)。

表9 社会保障支出及び租税・社会保険料の国際比較

	社会保障支出[2007年]		[参考] 65歳以上 人口比率 [2008年] (%)	租税・社会保険料 [2009年]					人口1人 当たり額 (米ドル)
	対GDP比 (%)	人口1人 当たり額 (米ドル)		対GDP比 (%)	[主な内訳]				
					個人 所得税	法人 所得税	社会 保険料	一般 消費税	
カナダ	16.9	6,493	13.7	32.0	11.4	3.4	5.0	4.3	12,888
アメリカ	16.2	7,435	12.8	24.1	8.1	1.7	6.6	2.0	10,905
イギリス	20.6	7,448	15.7	34.3	10.5	2.8	6.8	5.7	12,260
日本	18.7	6,287	22.1	26.9	5.4	2.6	11.0	2.6	10,697
ドイツ	25.2	8,949	20.2	37.3	9.4	1.3	14.5	7.5	15,035
フランス	28.4	9,445	16.6	42.4	7.3	1.5	16.7	7.1	17,752
イタリア	24.9	7,891	20.1	43.4	11.7	3.2	13.7	5.7	15,228
スウェーデン	27.3	10,493	17.6	46.7	13.5	3.0	11.4	9.8	20,318

注：1) 社会保障支出は、OECDの定義による“Public Social Expenditures”を用いた。

資料：OECD Social Expenditure Database (SOCX), OECD Country Statistical Profiles (<http://stats.oecd.org/>より [2012年6月24日参照]), OECD, *Revenue Statistics 1965-2010* (Paris: OECD, 2011) pp. 77-113により作成。

アメリカと並んで低い。これを人口1人当たり額に直すと6,493米ドルとなり、日本と並んで明らかに少ない。これは65歳以上人口比率が低いことも原因の1つである。しかし、1980年代後半以降、雇用保険と社会扶助の給付削減、年金をはじめとする現金給付の所得制限導入等、社会保障支出の抑制傾向は明らかである。その意味で、カナダは相対的に「小さな政府」を指向しつつ各種制度の「市場化」をはかる自由主義レジームの色彩を強めている<sup>26)</sup>。ただし、カナダでは「大きな州政府」が担う社会保障及び教育に対する国民の評価が高い。州・準州が大きな役割をもつ社会保障制度における普遍主義的な現物給付については、持続・向上の圧力が強い。

租税・社会保険料の対GDP比も、カナダは2009年時点で32.0%であり、人口1人当たり額も12,888米ドルと、イギリスを除くヨーロッパ諸国を下回る。ただし、個人所得税が占める地位は高い。さらにその重要性は、所得再分配が個人所得税の還付型税額控除という形で行われる例が多いことにも表れている。すなわち、CCTB, WITB, GST

控除等は所得再分配的な要素が強い。これらは政府支出の統計に表れない「租税支出」(tax expenditure)なので、カナダの政府部門を実態以上に「小さな政府」に見せている<sup>27)</sup>。

カナダで多用されている所得制限つき給付及び還付型税額控除は、所得再分配の重点化という面をもつ。しかし、所得制限が厳しくなれば、その適用を受けない者が国民の多数派となり、制度の維持・拡充への支持が広がりにくい。実際には、2000年代中盤までの財政黒字を背景として、UCCBの導入、GSTの税率引下げのように普遍主義的政策も取り入れられている。このように、社会保障制度及び税制の改革には、財政収支、政治状況、税制全体の構造といったさまざまな要素が影響を及ぼす。

注

- 1) 現在の10州・3準州が揃ったのは1999年である。
- 2) 連邦結成時から第2次世界大戦期までの連邦-州間関係については、池上(2008; 2009)を参照されたい。
- 3) 政府間財源移転に関する最近の動向については、池上(2010)を参照されたい。



- 4) 委員会の動向について、詳しくは池上 (2009) を参照されたい。
- 5) ただし、消費者物価が下落した場合、OAS等の給付額は引き下げられず、据え置かれる。その後、消費者物価指数が過去最高値を超えた時点で、給付額の引上げが再開される。この措置は、CPPも同様である。
- 6) Department of Finance Canada (2012b) Chapter 4による。制度改正法案は、2012年度予算関連法案の一部として2012年4月26日に連邦議会へ提出され、6月29日に成立した。
- 7) ケベック州内で働いた分についてはQPPに、その他の州内で働いた分についてはCPPに、それぞれ保険料を拠出する。両方の制度に拠出した者が給付を受ける場合、給付申請時点でケベック州に居住していればQPPに、その他の州に居住していればCPPに申請を行うが、申請者は両制度から給付を受ける。
- 8) 合計の保険料率は、1987年は3.9%であったが徐々に引き上げられた。しかし、2003年以降は9.9%で据え置かれている。
- 9) 65~69歳受給者のうち収入のある者については、CPP保険料の拠出とPRBの受給は任意とされた。
- 10) Department of Finance Canada (2012b) Chapter 4による。
- 11) 池上 (2010) pp. 100-104を参照されたい。
- 12) 2010年度、過年度の医療保険サービスについて患者負担が徴収されたことを理由に、CHT現金移転がニューファンドランド・アンド・ラブラドル州について3,577ドル (同州に対するCHT現金移転の0.0009%)、ブリティッシュ・コロンビア州について75,136ドル (同0.0021%)、それぞれ減額された。
- 13) Hogg (2007) Volume 1, pp. 903-905を参照せよ。
- 14) Treff and Ort (2011) pp. 14: 6-7を参照せよ。
- 15) 障害をもつ低所得労働者については、WITBに加えて「勤労所得税障害者付加給付」(WITB Disability Supplement)がある。2012年現在、その最高給付額(年額)は、ブリティッシュ・コロンビア州では540ドル、ヌナウト準州では304ドル、ケベック州では501.42ドル、その他の州・準州では485ドルである。
- 16) 「世帯調整純所得」の求め方は以下の通りである。
  - ①本人と配偶者について、それぞれ「総所得」(gross income)を求める。「総所得」とは、給与所得、社会保障給付(公的年金、社会扶助、雇用保険等)、金融所得(配当、利子、キャピタルゲイン(ただし半額)等)、事業所得、不動産所得、私的年金等を合計し、世帯所得を総合的にとらえたものである。
  - ②「総所得」から「控除」を差し引いて「純所得」(net income)を求める。「控除」されるのは、公的年金保険料、私的年金積立金、児童扶養費、障害者控除、転居費、養育費、労働組合費、専門家団体会費、投資関連費、特定事業投資損失、鉱業投資費、雇用関連特定経費、聖職者住居費、一定の手数料、過去の社会保障給付の返還分等であるが、いずれも控除限度額が設定されている。③本人と配偶者の純所得を合計して「世帯純所得」(family net income)を求める。
  - ④児童扶養支援を重視する視点に基づき、「世帯純所得」から後述(V-2)する「普遍的保育手当」及び「障害者貯蓄登録制度」(Registered Disability Savings Plan [RDSP])からの所得を差し引いたものが「世帯調整純所得」である。
- 17) 池上 (2011a) pp. 31-33を参照されたい。還付型税額控除は、「給付つき税額控除」と呼ばれることもある。
- 18) Department of Finance Canada (2007) pp. 78-83を参照せよ。
- 19) 尾澤 (2008) 及び池上 (2011a) pp. 24-29を参照せよ。
- 20) ただし、ケベック州はNCBに参加していない。
- 21) Lightman (2003) pp. 155-158を参照せよ。
- 22) その他の州も独自の給付を行っている。Treff and Ort (2011) pp. 8:8-10を参照せよ。
- 23) 州・準州ごとの社会扶助制度については、Ibid., pp. 8:12-18を参照せよ。
- 21) Lightman (2003) pp. 155-158を参照せよ。
- 22) その他の州も独自の給付を行っている。Treff and Ort (2011) pp. 8:8-10を参照せよ。
- 23) 州・準州ごとの社会扶助制度については、Ibid., pp. 8:12-18を参照せよ。
- 24) 池上 (2011a) pp. 33-44を参照されたい。
- 25) 高齢者介護については、岩崎 (2010) を参照せよ。
- 26) 先進国の福祉レジームを、労働力商品化からの脱却度合い(脱商品化)及び男性稼得者モデルからの脱却度合い(脱家族化)の観点から、社会民主主義レジーム(脱商品化=強; 脱家族化=強)、保守主義レジーム(脱商品化=強; 脱家族化=弱)、自由主義レジーム(脱商品化=弱; 脱家族化=強)及び家族主義レジーム(脱商品化=弱; 脱家族化=弱)の4つに類型化することについては新川 (2011) pp. 16-20を参照せよ。カナダの自由主義レジームへの傾斜については池上 (2011b) を参照されたい。
- 27) たとえば、2011年時点で、CPP/QPPの本人拠出分税額控除により31億ドル、雇用主拠出分非課税により50億ドル、RPPにより156億ドル、RRSPにより99億ドル、医療費税額控除により11億ドル、企業の従業員医療給付非課税により32億ドル、雇用保険の本人拠出分税額控除により11億ドル、雇用主拠出分非課税により21億ドル、WITBにより10億ドル、非還付型児童税額控除により15億ドル、保育費控除により8億ドル、それぞれ連邦個人所得税が減収になったと推計される (Department of Finance Canada (2012a))

pp. 14-21)。

参考文献

- 池上岳彦 2008 「両大戦間期におけるカナダの財政連邦主義」『立教経済学研究』第62巻第1号 pp. 29-56  
 ——— 2009 「現代カナダ財政連邦主義の原点」『立教経済学研究』第63巻第1号 pp. 1-33  
 ——— 2010 「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革」『会計検査研究』第42号 pp. 89-106  
 ——— 2011a 「カナダの個人所得税における還付型税額控除」『立教経済学研究』第64巻第3号 pp. 23-50  
 ——— 2011b 「カナダ福祉レジームの変容」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房  
 ——— 2011c 「カナダにおける社会保障制度と税制」『健保連海外医療保障』第91号 pp.28-36  
 岩崎利彦 2008 『カナダの社会保障』財形福祉協会  
 ——— 2010 「カナダにおける高齢者介護の現状と課題」『健保連海外医療保障』第88号 pp.17-24  
 尾澤恵 2008 「カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆」『海外社会保障研究』第163号 pp. 80-97  
 新川敏光 2011 「福祉国家変容の比較枠組」新川敏光編前掲『福祉レジームの収斂と分岐』  
 バンティング, キース (柳原克行訳) 2008 「統治術としての福祉国家」新川敏光編『多文化主義社会の福祉国家』ミネルヴァ書房  
 Department of Finance Canada. 2007. *The Budget Plan 2007: Aspire to a Stronger, Safer, Better Canada* (March 19, 2007).  
 ——— 2012a. *Tax Expenditures and Evaluations 2011* (January 9, 2012).  
 ——— 2012b. *Economic Action Plan 2012: Jobs, Growth and Long-term Prosperity* (March 29, 2012).  
 Hogg, Peter W. 2007. *Constitutional Law of Canada, Fifth Edition* (2 Volumes). Thomson/Carswell.  
 Lightman, Ernie. 2003. *Social Policy in Canada*. Oxford University Press.  
 Treff, Karin, and Deborah Ort. 2011. *Finances of the Nation 2011*. Canadian Tax Foundation.  
 (いけがみ・たけひこ 立教大学教授)